

## 土木森林環境委員会会議録

日時 平成25年6月17日（月） 開会時間 午前10時02分  
閉会時間 午後3時35分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 山田 一功  
副委員長 永井 学  
委員 高野 剛 浅川 力三 望月 勝 保延 実  
齋藤 公夫 樋口 雄一 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部理事（林業公社改革・最終処分場）高木 昭  
森林環境部次長 石原 三義  
森林環境部技監（林政） 佐野 克己  
森林環境総務課長 芹沢 正吾 環境整備課長 保坂 公敏  
森林整備課長 江里口 浩二

県土整備部次長 大野 昌仁  
県土整備部技監 河西 秀樹 県土整備部技監 野中 均  
県土整備総務課長 末木 鋼治 道路整備課長 大久保 勝徳  
下水道課長 水上 文明 建築住宅課長 笠井 英俊

議題 県が出資している法人の経営状況について

審査の結果 執行部から県が出資している法人の経営状況説明書等に基づき説明を受けた後、説明内容に対する質疑を行ったが、質疑の状況や出資法人経営評価結果などを考慮し、財団法人山梨県林業公社及び山梨県道路公社について、閉会中もなお継続して審査を行うこととされ、各法人に対する現地調査を7月24日に実施することと決定された。

審査の概要 まず、委員会の審査については午前10時02分から午前10時37分まで公益財団法人やまなし環境財団、休憩をはさみ、午前11時00分から午前11時26分まで財団法人山梨県環境整備事業団、休憩をはさみ、午前11時40分から午後0時6分まで財団法人山梨県林業公社、午後1時32分から午後2時12分まで山梨県道路公社、休憩をはさみ、午後2時26分から午後2時41分まで公益財団法人山梨県下水道公社、休憩をはさみ、午後3時00分から午後3時35分まで山梨県住宅供給公社の審査を行った。（午後0時6分から午後1時32分まで休憩をはさんだ）

主な質疑等 やまなし環境財団関係

質疑

高野委員 この基金、設立時どういう形だったのか。今の運営資金は、当然、定期か何かの利息ですよ。その辺を、ちょっと教えてください。

芹沢森林環境総務課長 設立時の状況でございますが、若宮きよの様から、サッポロビール等の株券、39銘柄の株券の寄附があり、それらにつきまして、株価の動向を視野に入れる中で、平成9年5月から株券の売却をしまして、平成9年9月議会で、売却した金額と出捐金を補正計上して可決されております。それをもとに、県財団ということで、平成9年11月に財団を設立しております。  
以上でございます。

高野委員 出捐金、株価の売却が幾らあって、始めたときには幾らの原資でやっているのか、それを教えてください。

芹沢森林環境総務課長 株価の売却につきましては、ほぼ設立時の4億4,500万円で売却しており、県の出捐金としては、端数分の21万円余ということで、4億4,500万円を補正計上しております。

高野委員 設立当初の財源と今の財源を比べてみると、それよりふえているわけですね。その辺の理由も教えてください。

芹沢森林環境総務課長 設立当初、高野委員が御指摘のとおり、4億4,500万円の金額でスタートしております。25年3月末の基本財産につきましては、約4億8,300万円ということで、4,000万円ほど増加をしております。これにつきましては、その間の寄附金、あるいは有価証券の利息等で積み増しをし、基本財産としてふえた分でございます。

高野委員 今度、また有価証券が出てきたから、よくわからないんだけど、この有価証券のところをはっきりしてください。

芹沢森林環境総務課長 基本財産につきましては、国債を購入してございまして、この国債を有価証券として基本財産に勘定してございまして、それらの利息等を環境保全活動の促進などのために活用しています。有価証券というのは国債ということで、了解していただければ。

高野委員 これで終わります。  
国債の場合は、その時点で買い入れをしたときの年利というか、それはどのくらいなんですか。

芹沢森林環境総務課長 国債ですが、そのときの額面の価格、取得価格が異なっておりまして、例えば、5,000万円の額面の国債の価格は、100円当たり、例えば100.414円という取得単価が設定されております。5,000万円の国債を買うときは、5,020万7,000円という格好で取得するということになります。そういった形で取得してございます。

山田委員長 昨年度は、国債を新たに買う国債取得費が20万円ぐらいで、25年度、次年度が50万円予算計上しているんですが、その国債の買い入れは、基本財産への積み増しを考えているのか、当該年度の事業でやっているのか、どういう手法なんですか。

芹沢森林環境総務課長 国債の額面価格5,000万円の取得時点の価格がわからないものから、5,000万円に対しまして50万円プラスの取得価格という想定で判断いたしました。

山田委員長 ということは、24年度の今回終わった決算では、その結果が20万円だったので20万円と載せたという理解でよろしいですか。

芹沢森林環境総務課長 24年度の決算につきましては、24年度に国債5,000万円の額面価格のものを取得しておりますが、142ページをちょっとごらんいただきたいと思います。これを取得するのに、142ページの一番上から3番目、有価証券取得費ということで、5,020万7,000円で取得をしておりますので、20万7,000円を有価証券取得費ということで計上してございます。

安本委員 事業の実施状況について、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。最初に、一番目の環境保全活動を行っている民間団体等への助成事業で、スタートアップ助成というのがあります。新たに開始または開始後3年未満の団体、8団体ということだったんですけれども、どういった団体で、大体、どれぐらいの金額が助成されているのか、お伺いします。

芹沢森林環境総務課長 スタートアップ助成につきましては、助成団体ごとには載せていませんでしたけれども、開始または開始後3年未満の団体を対象としておりまして、8団体でございます。

バラを育てる「ラ・ロの会」、花を活用した環境美化活動に対して20万円ほどの助成をしております。里山を元気にする会、自然エネルギーの活用を図るための啓発活動と森林保全活動ということで助成をしております。かのがわ古道の会で、蛍の保護・育成と周辺環境整備活動ということで、20万円の交付をしております。

ステップアップ助成につきましては、開始後3年以上、行っている団体等を対象としているということです。これにつきましては、EM共生ネットワーク山梨峡中支部のEM菌を活用した水質浄化活動に対しまして、26万円の交付をしております。まちなかに油田をつくろう会というところで、菜の花プロジェクトによります資源循環活動ということで、菜の花を活用した油の採取ということで7万5,000円ほど交付をしております。

安本委員 環境保全活動を行っているこういう団体、県の財団法人の助成もありますし、国とか、その他の助成もあると思うんですけれども、スタートアップを受けて、その後、ステップアップも引き続き受けられている状況にあるのか、ずっと何かの助成がないとやっていけない団体の状況なのか、それとも途中で、スタートアップのときとステップアップのときと、2回ぐらいの助成で終わっているのか、継続をしているのか、そういう状況はいかがですか。

芹沢森林環境総務課長 スタートアップをしました団体につきましては、その後、ステップアップ事業ということで、事業を継続している団体もございます。事業を継続し

て環境活動を行っていただくことが趣旨でございますので、その趣旨は、ある程度、継続をして活動されているということです。

安本委員 お伺いしたいのは、こういう民間の環境保全団体は、この助成がないとやっていけないのか、それとも、その後、この助成を受けた後、独自に工夫をしながら、今度は単独でやっていくように育っているのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

芹沢森林環境総務課長 スタートアップ、ステップアップの事業では、ある程度の助成をしてございますが、その後、団体としまして自主的な活動を継続しているという状況でございます。

樋口委員 事務局長は誰ですか。

芹沢森林環境総務課長 事務局長は、森林環境総務課長でございます。

樋口委員 どの組織もそうですけれども、理事と評議員は固有名詞といいますか、記名をするんですけれども、やはり事務局長まではこういうところへ記したほうがいいと思うんですけれども、どういうお考えでありましたっけ。ちょっと復習も含めて教えてください。

芹沢森林環境総務課長 経理関係につきましては、事務局員が作成しました書類を他の事務局員、出納責任者、総括課長補佐が出納責任者でございますが、あるいは会計責任者が確認をして決裁をしているということでございます。

会計処理につきましては、財団の会計処理規定に基づきまして処理を行っておりまして、預金残高については、毎月、残高表の公開、通帳残高……。

樋口委員 ですから、そういう大変重要な役割を担う事務局長についても、理事あるいは評議員、その団体によって理事会と評議会が分かれていないところもあると思いますが、常勤役員と事務局長、兼務するところもあると思いますけれども、この組織の場合は、やはりほとんど事務局長がそういうことを全てお答えできるし、実務をやられているということでありますから、こういう書類、書式にきちんと、異動があればかわるわけでありますけれども、お名前を載せるべきだなと強く思うわけであります。その辺のお考えを教えてください。

芹沢森林環境総務課長 役員に関する事項につきましては、139ページに載せております。また、別冊のやまなし環境財団の組織図がございまして、理事長、その下に理事会、評議員会、監事ということでありまして、理事長のもとに事務局長、事務局員3名なっております。組織の記載につきましては、何らかの形で載せる方向で検討してまいりたいと思います。

齋藤委員 先ほどの安本委員の質問とダブるかもしれませんが、スタートアップ助成とステップアップの関係ですが、まず、事業を新しくやりたい、助成を受けたいという場合の公募とか情報をどういう形で発信しているのか、助成団体を決める審査はどうなっているのか、スタートアップからステップアップに移行する場合の基準はどうなっているのか、8団体、22団体の名前を私は知りたいたいと思っておりますので、資料でも出していただければ。

芹沢森林環境総務課長 幾つかの御質問をいただいております。

まず、PRにつきましては情報提供事業ということで、ホームページへの掲載とか、関係団体等へのメール等で情報提供をしております。

審査でございますけれども、当財団に、運営委員会がございまして、環境活動に知見のある有識者10名で運営委員会を構成しております。そこで、審査を行って決定をしているということでございます。

ステップアップへの事業の審査につきましても、この運営委員会で審査をして、決定をしているということでございます。

スタートアップ、ステップアップの対象の団体名でございますが、後ほど資料にしましてお配りしたいと思います。

(山梨県環境整備事業団の審査前に資料を配付した)

齋藤委員 もう1点。

若宮賞というのは、スタートアップが対象になるのか、ステップアップの対象でこの表彰をしているのか、その辺を、もう一度、お願いします。

芹沢森林環境総務課長 若宮賞につきましては、あくまでもすぐれた環境活動を行っている個人とか団体を対象に表彰をしておりますので、必ずしもスタートアップ助成の対象、ステップアップ助成の対象に限らず、すぐれた環境保全活動を行っている方々に対する表彰ということです。

齋藤委員 それでは、例えばステップアップで卒業した団体とか、いろいろな活動をしている団体全てを網羅して、選考して若宮賞を出しているという理解でいいわけですか。

芹沢森林環境総務課長 委員御指摘のとおりでございます。

主な質疑等 山梨県環境整備事業団

質疑

望月委員 明野の処分場の関係で、1点、お聞きしたい。今、搬入停止になっているわけですが、産廃事業者との契約が、当初、あったと思うんです。停止期間の業者に対する事業団の対応どうなっているのですか。

保坂環境整備課長 12月19日より搬入を停止させていただいております。契約自体は、年間このぐらい入れるというアバウトな契約ですので、それが入らないという状況になっております。業者のほうとすれば、ずっと保管しておくわけにいきませんので、産業廃棄物の処分場は県内に1件しかございませんので、他県の処分場に回しているような状況でございます。

望月委員 その場合、運送とか、また業者が在庫を置かなければいけないから倉庫を借りるとか、そういう状況等も発生はしませんか。運送料の関係が余分にかかるとか、そういうものを県の事業団のほうで見てくれとか、そういう状況は。

保坂環境整備課長 確かに、県外へ廃棄物を持ち出すに当たりまして、県内よりも距離が延び

るので、運送費が余分にかかるという話は聞いております。ただ、どこも、業者のほうで、全国の処分場の中で有利なところに運ぶように努力をされていると聞いております。

望月委員 今の答弁を聞きますと、業者もそういった安いところ、明野へ持ってくるよりも、当然、運送費はかかると思うので、そういうことの今後の対応としては、県でもし、そういうことが出た場合には、補償するとか、そういうことを考えておりますか。

保坂環境整備課長 私どもの明野処分場で異常を検知したということで搬入を停止してしまって、大きな御迷惑をおかけしている状況でありますけれども、業者のほうで何らかの努力をしていただきまして、対応していただくということで、特にこちらから補償を考えるということは考えていません。

望月委員 わかりました。

樋口委員 1点、お聞きします。1回目の漏水による搬入停止の求償について、今現在の状況をお聞きしたいんですけれども、どういう手続で、どういう状況になっているのですか。

保坂環境整備課長 前回の22年10月の異常検知の関係につきましては、事業団がいろいろ原因究明を行いまして、学識経験者にも検証していただいたところでありますけれども、その原因の中で、漏水の事実がないにもかかわらず検知システムが作動したこと、法面に不当な強加重を加えたことにより遮水シートを損傷させたことということによりまして、施設を施工した共同企業体の構成員及び保護士の施工業者、合計で4社に対し、異常検知に伴い発生しました調査費等の損害の賠償を求める訴訟を、昨年11月19日に、甲府地方裁判所に提起させていただいております。

現在の状況でございますけれども、1月29日に口頭弁論が行われまして、その後、争点を整理するというところで、3月と5月に準備手続というのが裁判所で行われています。7月初旬に第3回目の準備手続が予定されているという状況であります。

樋口委員 報告に対しての質問じゃないんですけどちょっと気が引けるんですけども、そのことでもう少しお聞きするんですが、調査費に対する請求を起こしているということですけども、損害に対するもの、損害賠償というか、そっちについてはまだ整理をしてからということですか。

保坂環境整備課長 損害賠償額につきましては、3億8,200万円余ということで請求をさせていただいております。中身としましては、当然、搬入を停止してしましましたので、その間の営業が失われている部分のお金と、調査費が余計にかかっていますので、その調査費。ただ、営業損失分については、例えば搬入をとめていましたので、埋立て管理の業務委託のお金みたいに払わずに済んだものを差し引いて、合計で3億8,200万円余を請求させていただいております。

樋口委員 それが、諸準備、あるいは整理が終わって、7月に入ってからまた動き出すという理解でいいんですか。

保坂環境整備課長 7月の初旬に行われますのも、弁論準備手続の第3回目でございますので、そのあたりで、ある程度、争点が絞られてくれば、その次へ進んでいくと考えております。

安本委員 私も1点だけ。25年度の収支計画ですけれども、料金収入1億6,500万円余と、196ページに記載がありますけれども、こういった積算になっているのでしょうか。

保坂環境整備課長 25年度の明野の廃棄物の受入料金の収入でございますけれども、改革プランで想定をしておりますのは、4月から来年3月までということで、2億5,000万円を想定しておりました。ただ、今、搬入を停止しております。この搬入を停止しておりますのが、今の計画ですと、調査委員会の調査の報告が7月中に出されるということでありまして、8月から埋め立てを再開するというので、4、5、6、7月の4カ月分を2億5,000万円から差し引いて、1億6,500万円余ということで収入を見込んでおります。

齋藤委員 現在、明野処分場では、業者の搬入を中止しています。業者は、県外の埋め立て業者へ搬入をしているわけです。そうすると、業者の中には、県外でせっかく承諾してもらってやっているのに、明野が開始したからといって、またすぐこっちへ戻るわけにはいかないという業者の声がたくさん実はあるわけなんです。そうすると、搬入の量とか料金が、さらにこれより減額するおそれがあるという心配があります。また、産廃の量も年々減っているという傾向が実はあるわけなんです、その辺をどういう見方をしているのか、それを先にお聞きしたい。

保坂環境整備課長 前回の異常検知で搬入を再開したときが1年半後でありました。22年10月5日から搬入を停止しまして、24年3月19日からスムーズな搬入ができるようになったんですけれども、1年半、休んでいましたので、搬入を再開した後、やはり委員がおっしゃるとおり、すぐに班流量が回復という状況にございました。

事業団のほうも、過去、22年10月の搬入停止前に受け入れ実績のあった業者のところを歩きまして、ぜひ明野に入れてくださいということで営業活動をしまして、1カ月、2カ月、3カ月という中で、業者がだんだん戻ってきてくれたと。それでも、前のおり完全にといいことではなかったもので、その後、9カ月後にまた、昨年12月に搬入がとまってしまいましたので、次もまた厳しい状況になるのではないかといいことを実感しております。

齋藤委員 遮水シートの一部誤作動だということもありました。しかし、これで再開した場合、また再び同じように検知して、同じことを繰り返すんじゃないかという心配を実は一般の県民がしております。新たに検知したり、誤作動のないような形で再稼働するわけですが、せっかく再稼働したけれども、また同じことを繰り返すという心配が、当然、含まれている。今度、絶対大丈夫だということが果たして言い切れるかどうかということも含めて、ちょっとお聞きしたい。

保坂環境整備課長 今回、4月30日と5月1日に現地調査をさせていただきまして、過日、議員の皆様にご説明させていただきましたように、微少な穴がシートにあいていたということで、異常検知自体は、今のところ、システムの誤作動ではないと考えております。

ただ、2回目の異常検知ということもありまして、とにかく専門的かつ客観的調査を行う必要があるということで、学識経験者を構成メンバーとした調査委員会をつくらせていただいております。現在、材料工学の視点から、異常検知箇所の遮水シートの損傷とか強度とか劣化の状況等について分析を行っていただいたり、電気的な視点から、異常検知に至る仕組みのようなものをどうにか検証してもらえないかということで、今、先生方に取り組んでいただいております。そのような状況でございます。

齋藤委員

結局、同じ工法で、全部、敷設してあるわけです。そうすると、別の箇所も同じことをまた繰り返す可能性も十分あるわけなんですね。その辺は果たして大丈夫なのかということで心配しているわけなんです。ほかのそういう箇所の点検も合わせてやってみたことがありますか。大丈夫だったところと、検知して穴があいていたところがあるわけですが、異常のないところも果たして正常に動いているのかということも心配しているわけなんです。その辺の比較をしたことはあるんですか。

保坂環境整備課長 今回の調査委員会のメンバーの中に電気工学の専門家も入っております。

まず、処分場を掘削する前に、電流の流れ、漏水検知システムの電流が流れておりますので、その電流の流れがどうなんだろうかということで、掘削をしていく途中の電流の流れがどう変化するのかという視点で、今回、掘削をした後を調べるだけではなくて、その前の段階から時間をかけて調べさせていただいているということで、今、分析をしていただいておりますので、報告書にどういふ形でその辺が反映されているのかということで、先生方をお願いしているような状況であります。

主な質疑等

山梨県林業公社

質疑

望月委員

今、説明をいただきました、分収林の再契約の関係で、当初、5年間で、分収林の再契約を終了するというところでございますが、現状の状況がここにも書いてあるんですけれども、今、2年目を迎えて、1年、2年、3年ぐらいは、住所がしっかりしているとか、契約者もしっかりしているとかで、おそらく順調にいくと思うんですけれども、4年、5年と残りの部分をやるときに、おそらく、住所が不明とか、当初の契約者が亡くなって、世代が替わったとか、再契約の中に難しさがあると思うんですけれども、現状をちょっとお聞きします。

江里口森林整備課長 委員、御指摘のように、1年目、2年目、3年目とだんだん難しくなってくることは承知しております。1年目につきましては、昨年上半分に集中的に地区説明会等を行いまして、後半から同意を取得するための活動を進めたところです。そういう中で707件という数字が出てまして、3,377件のうち約2割、5分の1ということで、5年のうちの1年分としての同意がとれたと考えております。2年目からは勝負の年だと思っていまして、我々も気を引き締めて、公社とともに同意の取得に向け活動していきたいと思っております。

先ほど申しあげましたように、6月の中旬で、2カ月半たちましたけれども、大体200件ぐらいの契約を取得しておりますので、今のペースでいった場合、



1年間だと大体1,000件ぐらいになると想定しています。我々となれば、3,377件のうちの半分は、何とか早い段階で同意取得をいただきたいと思い、今、一生懸命、説明をしているところでございます。

望月委員　　これまでは6対4の分収割合でやっているんですけど、その中で、今度は8対2の分収割合に変わりますけれども、そちらに対する森林所有者の、特に世代が替わったとか、そういう状況の中で再契約に支障が出たり、理解を得られないという問題はありますか。

江里口森林整備課長　6対4の割合が8対2に変わるということで、所有者の皆さんに御説明するときに、所有者の方々から、なぜ変更する必要があるのかという話は、ございますが、今の状況を御説明いたしまして、県、公社の立場も理解していただいて、先ほど言ったような同意取得を、進めていますので、これからもそういう説明を丁寧にしていきたいと思っております。

望月委員　　私が地域で聞いた話になるわけなんですけど、再契約をしない、私はもう契約しなくてもいいと、分収林契約を終了するとか、そういう意見の森林所有者もいるんですけど、現状はどうでしょう。

江里口森林整備課長　再契約しないという話はお聞きしますけれども、大多数の方は契約をして、引き続き、県で管理していただきたいとおっしゃっていると思っています。再契約しないということになりますと、今後の維持管理をどうしていくのかという問題も出てきますので、今の段階では、できるだけ説明をさせていただいて、県が引き継いでやっていくということを含め、説明をして、納得していただくように努力していきたいと思っております。

望月委員　　大変な仕事でございますけれども、再契約を100%目指してやっていくとのことではございますが、特に、住所が不明とか、非常に難関を極めるような事態もお聞きしますか。

江里口森林整備課長　昨年からは始めているわけですが、最初に所有者の方々に、説明会の開催のための通知等をさせていただいたときには、約2割の方々が、例えば住所が不明であったり、相続の関係で相手が確定できていないという方々がいらっしゃるのも事実です。それを、今、住所不明の方々も含めて、私ども県が森林組合の方々等と協力して、確定作業を並行して行っており、何とか所有者の確定だけは早めに終わらせたいと考えています。

望月委員　　林業公社の廃止により、森林整備は、今度、県でやることになるわけですが、それらの理解を森林所有者に早く徹底していく必要がある。分収割合が変わって8対2になるのはいいけど、あとの森林整備をどこでやってくれるのか、また森林組合で受けてもらうのにお金がかかるとか、そんな心配をする向きも出ているので、そうしたことへの説明等をどのようにしていくのですか。

江里口森林整備課長　昨年、説明会を何度も実施して、出席者の約8割の方々がそういうことに対して御理解というか、前向きに考えていただけるようなことをお聞きしております。ただ、まだ2割の方々については、説明が不十分なところもあるかと思っておりますので、そういう方を中心に、今、県が引き継いだ後の管理の方法についても説明しているところでございます。

望月委員 特に、地域説明会、研修会等において、再契約についての指導、説明をいただくが、県として今後どのような対応をとっていくのか伺いたい。

江里口森林整備課長 地区説明会については、大体、一巡したと考えております。今は、個別に所有者の方々にお伺いして、疑問や心配されていることについて、我々から説明をし、御理解いただくよう、作業を続けているところでございます。

高野委員 今年、1,000件ぐらいの分収林契約の変更をしたいとのことであり、24年の実績でいくと、地区説明会70回、個別説明会54回で707件の変更契約をしたということなんですけれども、個別説明会というのは、土地所有者の家へ行って説明したという意味ですか。

江里口森林整備課長 地区の説明会というのは、例えば市町村単位とか、かなり広範囲でやりました。個別の説明会というのは、例えば集落単位とか、そういう形での個別の説明ということです。先ほど私が言いました所有者ごとというのは、この中には含まれておりません。

高野委員 少なくとも、ここに所有者ごとの部分も書いたり、逆に今年目標はどのくらいなのか、また来年、同じ文面が出たときに、その前の年の状況が書いてないということになると、林務は努力してないじゃないかという話になる。

今から、多分、個別が重点になると思う。それを出先の事務所とよく相談しながらしっかりやらないと、とりあえず700件、900件まではいいけど、今年度の終わりには1,200件しかいかなかったとか、そういうことがないようにしないと、あなた方が言っている2年で50%なんていうのはとてもクリアできないと思うんだけど、個別説明に対する取り組みはどうか。

江里口森林整備課長 先ほど1,000件を目標にしているというのは、知事からのチャレンジミッションという形で、1,000件の契約を、目標として仕事をするようにという指示が出ています。それと合わせて、所有者ごとの戸別訪問を1,000回以上やるという2つの目標を掲げて、出先の事務所とともに取り組んでいるところでございます。

高野委員 知事が言ったからではなくて、これは林業公社が改革の目標として5年以内に何とかしたいという話であって、知事が言わなければ、やらないということではない。知事が、直接、どこへ行って話をするわけではなく、要は出先の事務所職員がいかに頑張るかということが一番の基本形だと思うし、1,000件ぐらいは25年度は何とかしないと、人物を変えてもらわなければならないのやっぱり覚悟でやらないとならない。林業公社の廃止は、議会も同意をしたんだ、その後のことをあなたたちがやらなければ、廃止をしたって何の意味もない。もう1度、答えてください。

江里口森林整備課長 林業公社とともに、我々の仕事として、今、取り組んでおります。県民の皆さんに御負担をかけることとなりますので、そういう意味でも、我々としては、しっかりと目標に向かって、全員の同意取得に向けて頑張っていきたいと思っております。

主な質疑等 山梨県道路公社

質疑

齋藤委員

一時期、雁坂トンネルの返済が厳しいということで延長したという話が前にあったわけですが、これで見ると、今はそういうことはなく順調に営業は進んで、返済ができていくという理解でよろしいでしょうか。

大久保道路整備課長 雁坂トンネルは、平成10年に供用を開始しております。料金の徴収期間は、平成10年から平成40年4月までの30年間、料金を徴収することができます。

現在の返済の状況ですが、制度としまして、そのときに借りたお金、毎年毎年、平均的に返すのであれば、約30年、その後利子とあわせ返済するという単純な計算になりますが、この借入金については、30年のうちの初めの20年で返すことが条件になっております。したがって、一時的に返還資金が不足します。そのために、一時期、県から借入をしまして、その後、県に、今度は料金収入から返済するということです。

ちなみに、現状、残りがちょうど半分で、15年ございます。借金は約12億円ございます。15年で12億円を返すということでございますが、毎年、1億円以上の収益が出ておりますので、あと15年間ですから、15億円以上は収益があるということで、残りの12億円はその間で返済できると考えています。

以上です。

望月委員

富士山の有料道路、スバルラインに関してですが、今回、世界文化遺産の登録もおそらく決定されると思います。25年度以後、やはり交通量が相当ふえてくると思うんですけど、マイカー規制とかがありますが、県では、経過の状況、交通量とか収入源、そういうものの見込みをどのように想定していますか。

大久保道路整備課長 今回の富士山の世界文化遺産登録を控えまして、昨年の秋ごろから、マイカー規制の拡大はそういう方向で進めなければいけないということで、マイカー規制を平成24年度の15日を16日延長しまして、今年から31日で実施をいたします。

ただ、16日間延長することになりますと、延長期間というのは、営業上で言えば書き入れどきでございますので、減収になるんです。そこで、いろいろ検討した結果、マイカー規制期間中のみ、そこへ入れる車は営業車、バス、タクシー、個人で借りるマイクロも入れますが、それらの車についてのみ値上げという措置を考えています。

16日間のマイカー規制の延長で、およそ2,600万円ほど減収いたします。この減収を補うという意味で、マイカー規制期間中、31日間について料金値上げということにいたします。それ以外の期間については、マイカーで入る、来られる皆さんについては現状どおりの料金ということです。

今後でございますが、先ほど4月、5月の状況について説明の中で申し上げさせていただきましたが、4月、5月累計で17%ほど例年よりふえているということです。そのうち、5月が30%ふえている。4月は雪の影響があったりして、操業の時期が去年と違ったものですから、5月は、天候もよかったという側面もありますが、30%ふえている。

どちらにしても、今年の夏のマイカー規制を社会実験ということでやらせて

いただきまして、今年の夏の状況を見て、来年、どうするのか。交通混雑というのもあるし、経営面の観点もありますので、それもまた調査をした後、総合的に検討していきたいと考えています。

望月委員 先ほど、雁坂トンネルの有料道路は、30年間で、大体、無料化するというお話で15年たって、75%返しているという話だったんですけど、富士山のスバルラインについては、有料期間、どのぐらいの期間があつて、あとどのぐらい残っているのか、返済の状況等も教えてください。

大久保道路整備課長 富士山有料道路につきましては、平成17年6月に、それまでの建設にかかるお金、全部、返し終わりました、維持管理料ということで、今、経営をしております。したがって、借金がゼロでして、毎年の通行料から維持管理費を支出しているという状況でございます。

維持管理有料の期間でございますが、平成17年から20年間、37年まででございます。

望月委員 今、そういうことで、富士スバルラインは、ドル箱路線じゃないかと思うんですけど、今言ったような維持管理費は、年間、どのぐらいかかるんですか。

大久保道路整備課長 スバルラインの維持管理費でございますが、去年は年間4億9,000万円となっております。

望月委員 当然、雪の除雪とか、特に大きい工事なんかも出る可能性もあるかもしれないですけども、一応、それでいけば、そのぐらいの維持管理費が払えるということでしょうか。

大久保道路整備課長 通常、このぐらいなんですけど、やはり世界文化遺産登録を見据えて、5合目の観光客がふえた場合に、トイレが対応できないという懸念がございまして、平成23年度末から、富士山のトイレを拡張する工事を実施いたしました。そういった場合に、やはりお金がふえるということで、多少は余裕といえますか、準備金を確保しながら運営しているという状況です。

望月委員 これから一番懸念される面が、世界遺産の関係上でおそらく観光バス等が相当ふえてくるんじゃないかと思うんですけど、現状、私たちもよくごみ拾いに行ったりして5合目の駐車場を見たときも、既にバスが上でとめられなくて、かなり下の寄せ場のところにとめてある状況もかなり見えたんですけど、そのらの駐車場の対応はどうですか。

大久保道路整備課長 マイカー規制期間中においては、現在の5合目の駐車場、その手前の路傍、道路の脇の駐車場で十分対応できるわけですが、マイカー規制期間以外の一般車両が入ってくる場合は、おっしゃるように、団体の方で、長い期間、バスをとめておくという状態を避けたいものですから、できるだけ下の樹海台の駐車場とか、そういうところを下りていただくようお願いはしているというところでございます。

今年度はマイカー規制期間として、特に8月は、8月2日から8月25日まで、いわゆるお盆を挟んで観光シーズンの真ん中ですが、そういうのは全てマイカー規制になりますので、この間についてはそういう状態は多分起きないだろうとは思っております。

望月委員 話を聞きまして、多分、夏場は対応できると。ただ、夏過ぎて秋以降ですと、マイカー規制がとれて、乗用車もかなり入ってくるんじゃないかと思うんです。そのときの、夏以後の秋の状況、特に紅葉とかの観光シーズンに入りますけれども、その辺の対応も県でどのように考えていますか。

大久保道路整備課長 確かに9月は、正直、やはり人が入ってきます。特に土日の場合、5合目駐車場がいっぱいになって、ほとんど4合目まで、道路上に車の渋滞が続くという場合、4合目の駐車場に、一旦、とめてもらって、そこから道路公社でシャトルバスを5合目まで運行しています。これは無料なんですけれども、そういう形で調整しているという状況です。

バスは、先ほどお話したように、一旦、5合目ロータリーまで行っていただいて、そこでお客さんをおろしてもらい、下のほうの駐車場へ誘導して、またお客さんが乗るときに連絡をして上に来ていただくようなことで、警備員も配置しながら対応していくということです。

望月委員 前もそういう話を聞いて、交通の渋滞がないような県の対応ということで安心したわけですけど、それと話は変わりますが、雁坂トンネルのほうは、以前、聞いたときに、圏央道の開通によって、利用者が相当減ったということで、当時、赤字になったという話を聞いたんですけど、今後の状況はどうですか。

大久保道路整備課長 圏央道が、また今年度、25年度中には中央道と東名が連結されるということで、その影響があるかなと思っております。それと、圏央道も中央道もですが、正規の料金は高いのですが、休日の割引とか、平日の割引とか、さまざまな割引をやっているということで、中央道等、高速を利用するという状況があるわけです。

今の状況なんですけど、今年度、4月、5月は、昨年より、1%ですが、若干ふえています。平成23年度に見直した交通量でやっているんですけど、やはり国全体の交通量が下がっているということで、下がった交通量を基本に経営計画の見直しをやりました。現時点では、そこより1万台以上、ふえておりますので、今のところは経営計画の達成ができています。

ただし、できるだけ、経営だけじゃなくて、道路を利用して観光に生かすという当初の目的があるわけですから、それをしっかりやっていきたいと思っているので、それに対していろいろなキャンペーンを行って、少しでも利用促進を図っていくという状況でございます。

望月委員 わかりました。

永井委員 534ページの損益計算書の中で、ローマ数字の3番、有形固定資産売却損、1億円余りあるんですけど、これは何を売った損なんですか。

大久保道路整備課長 これは、トイレを改修しまして、道路資産、トイレもそうなんですけど、全て県の財産でございます。料金収入の中に修繕費が見込んでありまして、道路公社でここを直してお金がかかる、それを今度は県に移管したということで、このような表現になっております。

永井委員 ありがとうございます。  
もう1点だけ。先ほどの望月委員からの話に少しつながり、今度、雁坂トン

ネルのお話なんですけれども、さっき毎年、1億円、収益が出ているから、向こう、15年ですか、残りの期間で返し切れるということだったんですけれども、今言ったように、圏央道の影響で、大分、交通が減ってくる。だけど、今、雁坂を使ってもらえるような、PRとか、何かを配るとか、そういった、交通量をふやすために県として何かやられているようなことはないんですか。

大久保道路整備課長 今年、3月1日から6月30日まで、山梨側沿線になりますが、その道の駅、飲食店とタイアップしまして、埼玉方面から雁坂トンネルを通った領収書を持っていけば特典が受けられるというキャンペーンを県でやっております。

以上です。

永井委員 そういったイベント、すごくいいと思いますので、観光部とかと協力して、おもしろい案が、多分、まだまだたくさんあると思うので、例えば街道沿いの歴史的なものをつなげてみるとか、多分、いろいろなアイデアが出てくると思いますので、交通量増加にぜひ、つなげていただければと思います。

大久保道路整備課長 観光部と、またこれは沿線の、山梨県側だけじゃなくて、埼玉県とも連携していきたいと思っております、これまでも埼玉県側の道の駅でキャンペーンをやったりとか、今後、いろいろな手法を講じて、有効な方法を考えていきたいと思っております。

浅川委員 さっきの富士スバルラインの部分ですけれども、世界遺産ということで、マイカー規制をし、減額になる部分は値上げするという話も聞いたんですが、世界遺産に間もなく認められるということで、今まで、マイカー規制以外の環境に対する取り組みとか、そういうものは何か生まれましたか。

大久保道路整備課長 富士スバルラインは、車による植生への影響というのが一時期叫ばれておりました、それらに対して、10年ほど前に調査を実施いたしました。その結果、大きな環境への影響は認められないという結論が出ております。

ただ、そういった面もあるんですけれども、道路で掘削したりして、いろいろ地形の改変はしておりますので、植生をできるだけ豊かに、場所に合ったように、専門家の意見も聞きながら、大切に今、取り組みを行っております。

浅川委員 直接、そこが関係あるかどうかかわからないんですが、多分、今、静岡も山梨も入山料の話がされています。これは、多分、本質は、登山者を規制したりする意味の部分もあって、環境保全につながるという部分があると思うんですが、そういう流の中で、1つは環境に対する調査もぜひ進めてもらいたいと思います。その辺はどうですか。

大久保道路整備課長 道路が環境に与える影響はいろいろあると思うんですけれども、先ほどの植生については、今のところ大きな問題はない。人が入ってくると、ゴミ、それからトイレというのは大きな問題だろうと思うんです。特にトイレの問題は先ほど御説明しましたとおり、今のトイレは1日1万5,000人の方に対応できる施設ということでございまして、その辺は対応できると思っております。

ただ、どのぐらいふえるかわからない部分があります。したがって、今年の夏、社会実験としてマイカー規制、値上げ、その中で、アンケート調査、

渋滞の状況とか含めて、いろいろ調査をしたいと思っております。またその調査結果を見て、どんな課題があるのかという課題整理、その課題に対する対応策を検討していきたいと考えております。

浅川委員 普通のところは、世界遺産だとかというと、かなり交通どめをしたり、逆に人が入れないような規制をしちゃうんです。そういう部分からいうと、これからの対応が甘いと思いますし、私も質問の中で、やっぱり我々に与えられた、子々孫々まで富士山を伝えていくためには、絶対、こういう調査をしてもらいたいと思います。その取り組みへの思いを述べてください。

大久保道路整備課長 まず、今後、富士山が注目も受けたことから、既に5月は30%ふえております。この後、どうなるのかも見据えて、来た人に、できるだけストレスを感じないような形でやらなければいけない、環境への影響の部分も考えなければいけないということで、道路公社として対応できる部分は、もちろんスバルラインの中だけではございますが、その方たちの一部が山へ行くということでございますので、まずは、いろいろ関係者が多いわけですが、その関係者と連携をとりながら、有効な方法をしっかり考えていきたいと思っております。

当面、今年はマイカー規制ということで道路公社としては対応させていただきました。いわゆる弾丸登山の話もございます。そういったものも、ホームページを通じて、できるだけ山小屋に1泊して頂上を目指してもらおう、そんなような取り組み、啓発を今後していきたいと考えております。

以上でございます。

浅川委員 登山の話をするれば、私も去年の8月中旬に酒谷部長と一緒に山へ登らせていただいたけど、もうほんとうに大混乱で、こんな、世界遺産どころじゃないです。

それはさておいて、やっぱり3割ふえたというのも、ほんとうに現実ですから、この時期のマイカーはどんどん規制して、その分、値上げをして、それでも来ますので、その分を保全だとか、環境の部分にお金をかけていかないと。周りは全部、排ガスや何かで、気がついたときにはもう時、既に遅しですから。3割以上、ずっとこれからしばらくは続きます。その間にやっぱり体制をつかっていかないと、せっかくの世界遺産も、山梨だけのものじゃないですから、ぜひそれを進めていただきたいと思います。

大久保道路整備課長 今年、マイカー規制を16日延長したというのでございますが、特に8月のお盆を中心として、いわゆる夏のピーク、8月2日から8月25日を、吉田火祭り、山じまいの手前の日曜日までマイカーが入れないということでございますので、この分についてはかなりの効果があるのではないかと考えております。

7月も、海の日3連休と最後の土日もやはりマイカー規制を行いますので、それらで今年是对応したいと思えます。

以上です。

浅川委員 これがつながるかどうかわからないですけど、例えば電気自動車だとか、環境に優しい車に規制して入らせるとか、そんな計画はないですか。

大久保道路整備課長 今後、環境という面ではいろいろな御意見が出ると思うんです。現状におきましては、先ほどの調査結果で言いますと、植生に大きな影響はないと出

ております。近年、電気自動車、ハイブリッドとか、数年前に比べると、排気というものについてもクリーンになりつつあり、今後は車の改良技術も向上しておりますので、それも踏まえて、今後、どうやっていくのか、マイカー規制とも関係するかもしれませんが、検討していきたいと考えています。

以上です。

浅川委員

さっき永井委員が圏央道のほうも話したんですけど、県土整備部というか、道路公社だけの問題じゃなくて、環境の問題だとか、観光も含めて、ほんとうに取り組みをしてほしいんですが、せっかくですから、次長、その辺で、前向きなお返事をいただきたいんです。

やっぱりこれは日本の宝物だから、これを守るためには、ちょうどここが一番財源になっているところだと思いますので、働きかけをするような覚悟があるか、ちょっと気持ちをお知らせしていただきたいと思います。

大野県土整備部次長 委員がおっしゃるように、公社だけの問題でも、県土整備部だけの問題でも、県庁、観光関係も含めて、特に環境、来られる方の安全とか、また、山梨の基幹産業でもあります観光産業への影響等も勘案しながら、やはり県庁内でいろいろな部署に働きかけ、さらには、道路だけではなくて、公共交通機関であったり、さまざまなところ、いろいろな方々を巻き込みながら、環境の面をどうやって対処していくかということ、これまでもマイカー規制等、規制をふやしてきた経過がございますが、今後、どういったことができるのか、少し前向きに検討させていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

浅川委員

ありがとうございます。

財源がここにあるから、ぜひ進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

山田委員長

それでは、これで終結するんですが、委員長のほうからお願いがあります。齋藤委員、望月委員からもありましたように、これは総括の総合表が出ていて、会計区分ごとの収支がわからないんですね。したがって、ぜひ委員会の皆さんに、雁坂はこうなっている、富士スバルラインの関係はこうだと、会計区分ごとの収支の表を、後ほど、委員全員にお出しいただきたいと思います。委員長からのお願いです。

(住宅供給公社の審査終了後、資料配付した)

主な質疑等

山梨県下水道公社

質疑

高野委員

今、説明にありましたように、役員に関する事項、参考資料と役員が変わっている。これは総会か何かによって変わってくるのか、それとも、各市町村に指定されているわけじゃないと思うんだけど、地域割りにしてあるためなのか。参考資料を見ると、4月24日就任の人たちが、経営状況説明書と違う。それはどういうことですか？

水上下水道課長

高野委員の御質問にお答えいたします。



こちらの説明書におきましては、4月1日現在で記載しております。私どもで別にお渡ししました下水道公社の資料につきましては、6月1日のものがございます。

今回の役員改正、理事の改正につきましては、各市町村の下水道担当部課長が当て職という形になっておりますので、今回については、市町村の役職の異動に伴う変更であります。

以上でございます。

高野委員

市役所の職員の異動によって変わるはわかるんだけど、例えば南巨摩とか、南アルプスから南側には、例えば南アルプス市と富士川町が入っている。こういうものは、南アルプス市と富士川町に限定されている理事で出てきているのか。それとも、地域の中で順序よく動きながら理事になっているのか。

水上下水道課長

すみません、言葉が足りなかったんですが、地域の中で、理事につきましては、2年ごとの各市町村のローテーションという案になってございます。今回の質問となった、ローテーションは来年度ということになりますので、来年になりますと、またそれぞれの市町村が変わってくるという状況でございます。以上でございます。

高野委員

意味がちょっと違う。計算すると5人だよな。監事の公認会計士を除いて、6人いるから、この6人はどういうローテーションで、全部で山梨県には市と町と村が27あるから、27人を3分の1で割ったってその数字にはならないから。

極端なことを言えば、前職の上野原市建設経済課長、これは前任者も上野原市の建設経済課長だったわけですか。

水上下水道課長

今の御質問ですが、今、資料を持ち合わせておりません。上野原市につきましては、ここにあります山梨市、南アルプス市、上野原市、富士川町、山中湖村、大月市会計管理者ですね、この理事等につきましては、24年から25年の任期でございます。次の26年から27年につきましては、忍野村、甲府市、甲斐市、昭和町、大月市、監事が富士川町の予定でございます。各流域におきまして、それぞれ漏れがないような形でローテーションを行う予定でございます。

以上です。

高野委員

ローテーションで市町村割りがある。その任期の中で、もしその市町村の、例えば下水道の課長が変わった場合には、名前だけが変わっていく。さもないければ、2年の後に次のパターンの、大体、下水道の課長になるという理解でいいのか。

水上下水道課長

委員のおっしゃられたとおりでございます。2年ごとに担当の市町村が割り当てられてございます。その2年の中で、当該課長さんなり部長さんなりが人事異動ということになれば、当て職ということですので、後任者がそのまま引き継ぐ予定になっております。

主な質疑等

山梨県住宅供給公社

質疑

永井委員 569ページの役員の部分ですが、今、公社の定款も見たんですが、24年度は常務理事がいなかった。25年になって常務理事が1人ふえた。常勤の理事を2名置くという定款があるんですけど、今、いろいろ改革プラン等々を出されて、この改革プランの中にも、人件費を抑制するため、人を減らしたり、新たなプロパーはとらないということを行っていて、常勤が1人ふえている。これは、定款にあるからかどうか、わからないんですけども、24年度はいなかった。

普通に考えて、多分、そうだと思うんですけど、人件費というのが、ある意味、一番抑制しやすい。せっかく減っていたものを何で新たにふやしたのか、その部分、教えていただけますか。

笠井建築住宅課長 この常務理事につきましては、前年度までは、事務局長ということで、県からの派遣の事務局長が常務理事を今年度は兼任するという形になりますので、人件費等については影響ございません。

結果的に理事としますと、常務理事と専務理事、2名が常任でありますので、常任という形は変わりません。

永井委員 24年は常務理事がいなかったんですね。事務局長が、今回、そのまま常務理事になったということは、定款の中では、理事のうち2名、「以内」だからいいのか。2名以内は常任するということは、2名が常任じゃなくてもいい。

笠井建築住宅課長 委員御指摘のとおり「以内」ということでございますので。

永井委員 先ほどのお答えでいくと、事務局長が常務理事になったから人件費は変わらないということだったんですけども、給料の差異みたいなものも、別に常務理事になったからといって、そこはないということでしょうか。

笠井建築住宅課長 今まで事務局長でありました職員は県職員でございますけれども、人件費は県から出てございまして、役職が上がったことによる費用負担は県でやってございますので、公社の中での費用負担ということではございません。

永井委員 先ほど役員で、理事会の議決事項というのが上にあるんですけども、常務理事の役員信任は、理事会での議決を受けなくても承認をさせることができるんでしょうか。

笠井建築住宅課長 今回の常務理事の設置につきましては、前回の理事会の中で議決を通っております。

永井委員 それは議決事項の中には載ってない。この中でいくとどれになりますか。569ページの形でいくと。

笠井建築住宅課長 理事会の中では、5月末の決算の中で新役員についての承認を得ております。

永井委員 平成25年、今年の5月末の理事会で承認を受けたのに、平成25年4月1日から就任になるというのはおかしいと思うんですけど。

笠井建築住宅課長 すみません、詳細を把握してございませんので、調べさせていただきます。よろしいですか。

山田委員長 通常の役員人事も議事録に任期まで記載すること、普通、就任したときはそういうことになっているので、よく整合性を整えてお願いしたいと思います。

樋口委員 運用概要から始まって、567ページですけれども、用地取得造成事業の表があるんですけど、もう少し内容について詳しく御説明いただきたいと思います。やはり人口減少時代がもうかなり進んできて、県営公的住宅造成事業についても、その役割の内容が少しずつ変わってきたんじゃないかなと思っておりますから、そういった意味で、この内容について、少し詳しく御説明ください。

笠井建築住宅課長 ここに記載してございますのは、ここの5団地の中で、定期借地権付分譲住宅でございまして、オーナーは公社から土地を借地して家を建てる、そういう物件でございまして。その中で、そのオーナーが借地料から自己所有に切りかえるということで、公社がオーナーに用地を販売したという結果になります。その結果、登記現状面積で資産が減少したという状況でございまして。

樋口委員 僕、ちょっと勘違いしました。大里第5団地というのもそうなんですか。同じなんですか。

笠井建築住宅課長 大里第5団地につきましても、同じく公社の分譲した団地でございまして、その区画を売却したということになります。

樋口委員 わかりました。585ページの定期借地権分譲管理事業の5団地のことをここに書いてあると。よくわかりました。ありがとうございます。

それでは、585ページのところを聞くんですが、管理代行とか、指定管理とか、そのとき、聞いて理解しても、後でまた同じことを何度も聞いてしまうんですけども、特公賃とか準特公賃について、法律が変わってこういう管理方法になった、公社が請け負うようになったということだと理解しているんですけども、入居率といいますか、当初の目的をうまく県民が受けとめて、利用できているんでしょうか。

笠井建築住宅課長 委員、御指摘のとおり、公営住宅、特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅と、今、3種類ございます。公営住宅につきましては、低所得な県民を対象としたものでございまして、現在、6,830戸で、入居率につきましては93%程度ということになってございます。

特公賃は中堅所得者向けということで、現在の個数は80戸を管理してございます。これについての入居率は、約67%という状況になってございます。

準特優良というものは、今の特定公共賃貸住宅を、公営住宅と同じ低所得者向けに提供するために法制度上の扱いを変えまして、入居されているのは、公営住宅と同じ階層でございまして。こちらは146戸ございまして、入居率は97%という状況になっております。

樋口委員 公社の内容といいますか、住宅政策として、今現在、建設中といいますか、メンテナンス中といいますか、本県の住宅事情を捉えてどういう方向性をもつ

て進めているのか、その辺、概要だけ教えていただきたい。

笠井建築住宅課長 住宅供給公社としましては、勤労階層に向けて優良な住宅を供給していくというのが大きな目標でございます。それにつきましての分譲住宅は平成22年度に完売して、もう既に終了しております。という中で、公社の担う今の役割とすると、山宮にある公社所有の団地の供給、定期借地でお貸ししている住宅の供給ということで、現状において、住宅供給で新たに拡大していくという考えはございません。

樋口委員 住宅供給はもうしないということと、団地についても、今のものをメンテナンス、今のものを建てかえるという考えで、これ以上、どこをふやす、どここの地域に、ここだけがちょっと少ないとか、多いとか、そういったこともなく、今の戸数で、あるいは少し減らすような形でやっていくという理解でよろしいですか。

笠井建築住宅課長 公社に管理をお願いしている県営住宅の部分につきましては、委員の御指摘のとおり、これから世帯数の減少も見込まれるという中で、山梨県の場合においてはおおむね充足していると県としては判断してございます。よって、これから県営住宅を新たに増加させるという考えはございません。今ある現状のハードを適切に管理して、長寿命化をさせて長く使うという計画でございます。

樋口委員 駐車場等々でいろいろ住民の声を聞いたり、トラブルといいますが、それぞれのお考えの違いを、私ども、よく聞くことがございますけれども、やはり基本的には、全ての団地、全ての住宅等々に、本県の交通事情に合った形で、そういったものもやはり今後も整備をしていく方針と理解をしてよろしいですか。

笠井建築住宅課長 県営住宅における駐車場につきましては、現在、1住戸当たり1台は確保しております。来客者向けのものも若干用意する。また、周辺に民間の駐車場がないような場所におきましては、2台目用のスペースも可能な限り確保するというので、整備計画を進めております。主に来年、26年度を目途に、有料化にはなりますけれども、全団地への駐車場整備が完成することを目標としてございます。

樋口委員 ありがとうございます。

笠井建築住宅課長 先ほどの、永井委員から御質問いただきました常務理事の件について、お答えさせていただきます。定款の第8条第1項において、理事長及び監事は、山梨県知事が任命する。となっており、4月1日に任命済みです。また、第2項において、理事は、理事長が任命する。となっており、4月1日に任命済みということの整理で、現状の役員の記載となっておりまして、5月の理事会では、一応、念のため承認いただいたということです。

その他

- ・閉会中も継続して審査する出資法人について閉会中の審査の方法は、現地調査によることと決定され、調査日及び調査先は、平成25年7月24日（水）に山梨県林業公社及び山梨県道路公社と決定された。
- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・ 県外調査を9月2日から4日に実施することとし、場所等は委員長に委任され、詳細については後日、連絡することとした。
- ・ 平成25年5月23日に実施した県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 山田 一功